

ユニセフと考えよう！

「子どもの権利」が守られた学校づく

1 子どもの保護	2 虐待の防止	3 子どもにもっともよいことと望	4 児童の職務	5 親の指導を尊重	6 生命を権利 受ける権利	7 差別・差別も もつ権利
8 名前・国籍・家族関係 が守られる権利	9 親と引離れられない 権利	10 自分の意見をは り伝える権利	11 ふその場に 連れられない権利	12 意見を言う権利	13 表現の自由	14 信仰・良心・宗教の 自由
15 結社・集会の自由	16 プライバシー 名称の保護	17 適切な情報への 入手	18 子どもの権利は まず親に責任	19 あらゆる暴力からの 保護	20 家庭を奪われた 子どもの保護	21 母子暴行
22 貧困の子	23 権利のある 子ども	24 健康・生活への 権利	25 施設に入っている 子ども	26 社会保護を 受ける権利	27 生活水準の確保	28 教育を受ける権利
29 教育の目的	30 少数民族・ 先住民の子ども	31 休息・遊ぶ権利	32 経済的・身体的・精神的 労働からの保護	33 高年齢・失業者など からの保護	34 性的虐待からの 保護	35 虐待・売買からの 保護
36 あらゆる搾取からの 保護	37 拷問・死刑の禁止	38 戦争からの保護	39 戦争にあった子ども の回復と社会復帰	40 子どもに関する 司法	41 子どもにとつて もっともよい法律	42 持続的発展
43-54 条約のしるし	子どもの権利条約					



令和7年2月7日（金） 神戸市
日本ユニセフ協会 学校事業部
unicef | for every child

unicef



ユニセフ（国際連合児童基金）



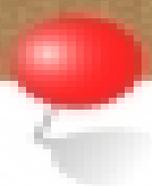
すべての子どもがもつ権利を実現し
子どもの健やかな成長を支援する



そもそも

人権

・・・ってなんだろう？



人権とは

人間としての尊厳や価値が守られ

人として幸せに生きていくために
にすべての人がもっている権利



権利の“ABCDE”



- u Rights are for **ALL** human beings
すべての人が人権をもっています
- u Rights are there at **BIRTH**
みな生まれながらに人権をもっています
- u Rights **CANNOT** be taken away
人権を奪い取ることはできません
- u Rights **DO NOT** have to be earned
人権は無条件にあるものです
- u All rights are **EQUALLY** important
すべての権利が同じように大切です



子どもの権利



・・・って何だろう？

子どもが元気に育つために必要なものって？



子どもの権利って？

子どもたちが人間らしく、幸せに暮らし、
健やかに成長していくために必要なこ



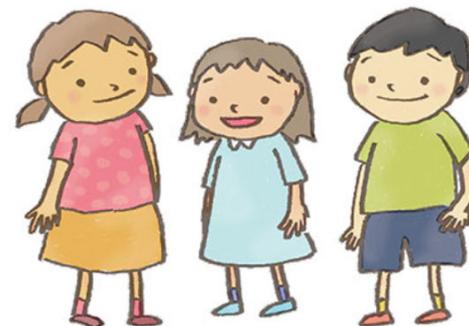
「子どもの権利」



「子どもの権利」を条約として定めた

もの

子どもの権利条約



理解を深めよう 「子どもの権利条約」を通して



「子どもの権利条約」 (児童の権利に関する条約)

1989年 第44回国連総会にて満場一致で採択

子ども（18歳未満）は、おとなと同じ、ひとりの人間としての基本的人権をもつ。

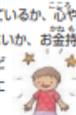
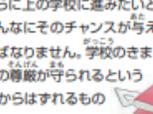
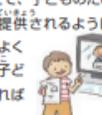
同時に、成長の途上にある子どもたちに必要な、保護や配慮に関する権利も定めている。

前文と本文54条から成り、子どもの健全な成長に欠かせない権利を、生存・発達・保護・参加などの側面から具体的に記している。

現在までに196の国と地域が締約

日本は1994年に批准 (2024年で30周年)



<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいこと】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 	<p>第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のこころなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく書をはかれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをやみにうはわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 	<p>第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にいらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 	<p>第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をついたり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 	<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買わされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようとする子どもをまきこまれないように守らなければなりません。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるようにするため、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいないことができなかった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。</p> 	<p>第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、充てまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯していたいばされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、復たせる権利をもっています。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】</p> 

「子どもの権利条約」

だい じょう
第 2 条

さべつ きんし
差別の禁止



だい じょう
第 3 条

こ
子どもにもっとも
よいことを



だい じょう
第 6 条

い けんり
生きる権利・
そだ けんり
育つ権利



だい じょう
第 7 条

なまえ こくせき
名前・国籍をもつ
けんり
権利



だい じょう
第 12 条

い けん あらわ けんり
意見を表す権利



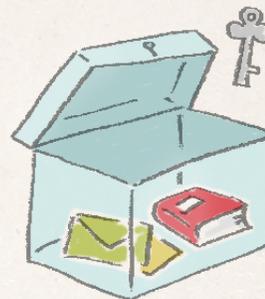
だい じょう
第 13 条

ひょうげん じ ゆう
表現の自由



だい じょう
第 16 条

プライバシー・
めいよ ほご
名誉の保護



だい じょう
第 17 条

てきせつ じょうほう にゆうしゆ
適切な情報の入手



「子どもの権利条約」

だい じょう
第 19 条

ぼうりょく
あらゆる暴力からの
ほご
保護



だい じょう
第 23 条

しょう こ
障がいのある子ども



だい じょう
第 24 条

けんこう いりょう けんり
健康・医療への権利



だい じょう
第 28 条

きょういく う けんり
教育を受ける権利



だい じょう
第 29 条

きょういく もくてき
教育の目的



だい じょう
第 31 条

やす あそ けんり
休み、遊ぶ権利



だい じょう
第 34 条

せいてきさくしゅ
性的搾取からの
ほご
保護



だい じょう
第 38 条

せんそう ほご
戦争からの保護



「子どもの権利条約」 4つの原則

生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

第6条



子どもの意見の尊重 (意見を表明し、考慮されること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

第12条



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。

第3条



差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

第2条



Child Rights Education (CRE)

子どもの権利を大切にする教育





Learning as a Right 権利としての学び

だれもが教育を受ける権利をもつすべての子どもに、あらゆる差別なく公平に教育を受ける権利がある。

すべての子どもが質の高い義務教育を受けられること、またその後の成長過程においても学ぶ機会が与えられることが、保障されていなければならない。



Learning about Rights 権利についての学び

子どもの権利について学ぶ
 学校での授業や活動において「子どもの権利条約」を学び、子どもの権利について理解する。おとなも子どもも共に学ぶ。

子どもたちは自分の権利について知ると同時に、他の子どもたちも同じ権利をもつことに気づき、違いを認め、互いを尊重することを学ぶ。

この過程には人権についての学びがあり、おとなと子どもたちの信頼関係の構築・相互の尊重にもつながる。

Learning through Rights 権利を通しての学び

子どもの権利を尊重した学びの環境を整える

教育環境の整備：学校・園の設備、また授業における指導法やカリキュラムにおいて、子どもの最善の利益を考慮する。

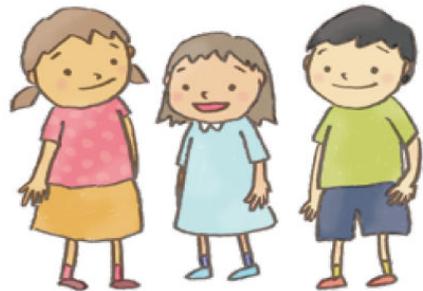
子どもの権利尊重の精神：すべての子どもが、差別や偏見、あらゆる暴力から守られ、子どもたちの意見が尊重される環境を整える。

自らの権利と尊厳が守られた環境で学ぶことで、子どもたちは自らの権利を享受し、その可能性を伸ばしていくことができる。



子どもの権利の推進がもたらす効果

グウェルビーン 子どもの



- 子どもたちが自分自身の尊厳や価値に気づく
- 他の子どもたち、またおとなにも権利があることに気づく
- 他者を尊重し、多様性を認める意識や態度が育まれる
- 子どもたちの意見が尊重され、大切にされていると感じる
- 先生と子どもたちの信頼関係が構築される
- 学校で安心して前向きに過ごせるようになる
- 学校への帰属意識や学校満足度が高まる
- 子どもたちの自己肯定感や自己有用感が高まる
- 社会に積極的に参加し、貢献する力が養われる
- 主体的に行動できる、責任ある市民へと成長していく

学習指導要領 前文

一人一人の児童/生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。



生徒指導提要 第1章（生徒指導の目的）

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。



こども基本法

目的：

- 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保により、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁設置法 趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

「生徒指導提要」の改訂

参考：文部科学省ウェブサイト「生徒指導提要(改訂)の構成案」および「生徒指導提要」

第1章 生徒指導の基礎 1.5 生徒指導の取り組みの留意点

1.5.1 児童生徒の権利の理解

教職員の児童の権利に関する条約についての理解

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切に
した教育が行われることが求められている。

生徒指導を実践する上で、「児童の権利に関する条約」の
4つの原則を理解しておくことが不可欠である。

第1に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと

第2に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること

第3に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること

第4に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること

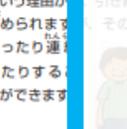
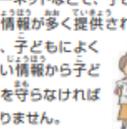
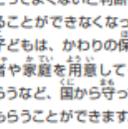
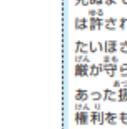
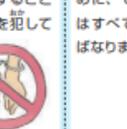
同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須である。



話しあってみよう 私たちの学校と子どもたちの権利



<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 	<p>第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
--	---	--	--	--	---	---	--

<p>第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導を尊重します。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたときから名前と国籍をもつ権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 子どもは、生まれたときから名前、国籍、家族関係が守られる権利をもっています。</p> 	<p>第25条【施設に入っている子どもの権利】 施設に入っている子どもは、自分自身や自分の権利を守ることができるよう、施設長や職員と話し合える権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、自分自身や自分の権利を守ることができるよう、必要な社会保障を受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】 子どもは、自分自身や自分の権利を守ることができるよう、必要な生活水準を確保する権利をもっています。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるように努めます。さらに上の学校に行きたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならないという考え方は許されません。子どもの尊厳が守られること、子どもの考え方は許されません。</p> 
<p>第9条【親子離れさせられない権利】 子どもには、親と引き離されることが認められず、親子離れさせられない権利があります。親子離れさせられることが認められる場合、その場合は、親と会うことができたりする権利があります。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にいらしたりするために、国を出入りできるように努めます。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができるとされています。</p> 	<p>第11条【よそへ行く権利】 子どもは、自分に関係のある国に、自由に自分の意思を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じっくり考慮されなければならないとされています。</p> 	<p>第12条【自分の意見を言う権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意思を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じっくり考慮されなければならないとされています。</p> 	<p>第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分自身や自分の権利を守ることができるよう、必要な生活水準を確保する権利をもっています。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や言語、宗教、慣習などを学ぶ権利があります。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやらの労働や有害な労働に就かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに深刻な被害を受けたりしないよう守られる権利をもっています。</p> 
<p>第13条【表現の自由】 子どもは、自分の意見や考えを表現する権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるよう努めます。子どもによくわからない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、自分自身の思想、良心、宗教の自由を表現する権利をもっています。国は、子どもが自分自身の思想、良心、宗教の自由を表現する権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと集まり、会ったり、結んだりする権利をもっています。国は、子どもが自分自身の思想、良心、宗教の自由を表現する権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名譽の保護】 子どもは、自分自身のプライバシー、名譽を保護する権利をもっています。国は、子どもが自分自身のプライバシー、名譽を保護する権利をもっています。</p> 	<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 子どもは、麻薬、覚せい剤などから保護される権利をもっています。国は、子どもが麻薬、覚せい剤などから保護される権利をもっています。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】 子どもは、性的搾取から保護される権利をもっています。国は、子どもが性的搾取から保護される権利をもっています。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】 子どもは、誘拐、売買から保護される権利をもっています。国は、子どもが誘拐、売買から保護される権利をもっています。</p> 	<p>第36条【あらゆる種類の搾取からの保護】 子どもは、あらゆる種類の搾取から保護される権利をもっています。国は、子どもがあらゆる種類の搾取から保護される権利をもっています。</p> 
<p>第17条【遠くから来る情報を受ける権利】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるよう努めます。子どもによくわからない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【親に責任を負う権利】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【子どもの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいないことができなかった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらえることができます。</p> 	<p>第37条【拷問・人身売買からの保護】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、充てまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【武装集団からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないように努めます。また、戦争に巻き込まれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるよう支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

「子どもの権利条約」を
読んでみよう！
第1条～第40条の中から、
学校での生活と関係があると思う
条文を選んでみましょう

<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 	<p>第21条【親子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のこころなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが親子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく書を書のがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
--	---	--	--	---	--	---	--

<p>第5条【親の指導と尊重】 子どもの発達に応じて、適切な方法で、親（保護者）の指導を尊重します。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【出生登録】 すべての子どもは、生きている権利、育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前、国籍、家族関係】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、ごまかしたり隠したりしてはなりません。</p> 	<p>第8条【名前、国籍、家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることあるべきものを定期的に調べても、ごまかしたり隠したりしてはなりません。</p> 	<p>第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その国がその子どもにとってよいものであるべきものを定期的に調べても、ごまかしたり隠したりしてはなりません。</p> 	<p>第26条【社会生活を営む権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときは、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだにすぐやかな生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一に努力しますが、必要ならば、国が助けをくれます。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に入学する権利も認められます。子どもの年齢が守られ、子どもの尊厳が守られ、考え方はずれるものであってはなりません。</p> 
---	---	--	--	--	--	---	---

グループで話し合ってみよう

その条文の権利が守られるためには、どうしたらよいでしょう？
何かできることはありますか？

<p>第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるようにするため、子どもによくわからない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらわなければならないことができません。</p> 	<p>第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、先んずけで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはられても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 
--	--	--	---	---	---	--	--

「子どもの権利」についての研修より ～先生方の気づき・感想～

第12条【意見を表す権利】

みんなの意見を聞くよう心がけているつもりでも、クラスをまとめることが優先事項になってしまい、ひとりひとりの意見をきちんと聞いてあげられていないことが多いことに、あらためて気づいた。

第23条【障がいのある子ども】

身体の障がいだけでなく、発達障がいの傾向のある子どもたちへの配慮がきちんとなされているか、サポートスタッフの拡充も含めて、いま一度、学校として振り返る必要があると感じた。

第28条【教育を受ける権利】

不登校の子どもたちの学びをきちんと確保してあげられているかということについて、「子どもの権利」の視点に立って、行政とも連携しながら、さらに取り組みを進めていかなければならない課題だと感じる。



第31条【休み、遊ぶ権利】

宿題をしてこない子がいたときに、休み時間を使って宿題をやるように指示することが多いが、これはもしかしたら子どもの「休み、遊ぶ権利」を奪ってしまっているのかも、と感じた。

「子どもの権利」についての研修より ～先生方の気づき・感想～

第2条【差別の禁止】

外国籍の子どもたちに対して、日ごろから学校に馴染めるように配慮をしてはいるが、「先生にも児童にも本当に差別の意識がないか？」と問われたら、はっきりとは答えられないと感じた。表向きの行動だけでなく、意識の面でも、外国籍の子どもたちに対する差別のない環境を作っていきたい。

第4条【国の義務】、etc.

今の社会ではやはり格差が大きな問題で、そこから生まれる子どもを取り巻く問題が非常に多い。子どもたちの権利を守っていくためには学校だけでなく、家庭や行政と連携・協力しながら取り組んでいくことの必要性を、あらためて感じた。

第16条【プライバシー・名誉の保護】

SNSの普及で子どもたちのプライバシーや名誉を守ることが今まで以上に難しくなっている。学校だけでは対応できない問題で、社会全体で考えなくてはならない喫緊の課題であると強く感じる。

第17条【適切な情報の入手】

情報が氾濫する時代で、情報リテラシーの育成に加えて、正しい情報を見極めていく力を養っていくことが、非常に重要だと感じている。



CREの実践

「私たちの権利を大切にする学級目標」をつくらう！

ユニセフCRE実践記録

子どもの権利が守られた学級づくり
「私たちの学級憲章」をつくらよう!

ちがいを
みとめ合える
仲の良いクラス

unicef | for every child

子どもの権利条約について知ろう

第19条 暴力や脅迫からの保護
第21条 休息、遊戯権利
第22条 意見発表権利

他人への
見せ見ぬい
をいこう
困る

命がけな
あんなだ
気が強
てき

あそびな
いばす
てき

自分が生
いた
べ
れ

見た目
で

5-3 ちがいを
みとめ合える
仲の良いクラス

子どもの権利が守られた学級づくり 「私たちの学級憲章(学級目標)」をつくってみよう



1. 権利を知ろう

まず、自分のもっている権利を知ることから始めよう。

「子どもの権利条約」にはどんな権利が定められているのか、またこれらの権利を自分もそして同級生ももっていることを学ぼう。



2. 選んでみよう

自分たちの学級をよくしていくためには、どの権利が特に大切であるか考え、選んでみよう。

選んだ権利を、自分のために、またみんなのために、どのようにして守っていけるか考えよう。



3. 書いてみよう

選んだ条文をもとに、自分たちの言葉で「学級憲章」をつくってみよう。

「学級憲章」に書かれる内容が「子どもの権利条約」に沿っているか、ふりかえりながら考えよう。該当する条文を添えるのもよい。



4. 掲示しよう

できあがった憲章をポスターにして、学級のみんなから見える場所に掲示しよう。

また「学級憲章」を定期的にふりかえり、よりよい学級をつくるために話し合いを続けていこう。



Step 2 一番大切だと思う権利を見つけてみよう

学級目標づくりに選んだ13の条文

- 2条 差別の禁止
- 3条 子どもにもっともよいことを
- 6条 生きる権利・育つ権利
- 12条 意見を表す権利
- 13条 表現の自由
- 16条 プライバシー・名誉は守られる
- 17条 適切な情報の入手
- 19条 あらゆる暴力からの保護
- 23条 障がいのある子ども
- 24条 健康・医療への権利
- 28条 教育を受ける権利
- 29条 教育の目的
- 31条 休み、遊ぶ権利



Step 2 一番大切だと思う権利を見つけてみよう

第2条の差別の禁止。見た目で差別されたら嫌だし、安心できないよね。

第6条の生きる権利。生きていなければどんな権利も意味がないとう。

第13条の表現の自由。言いたいことが言えなかったら自分で抱え込んでしまう。



第23条の障がいのある子ども。障がいのある人もみんなと生活できることが大事。

第28条の教育を受ける権利。教育を受けないと言葉も話せないし、将来かせげない。

第31条の休み、遊ぶ権利。休むことでリフレッシュできる。友だちとコミュニケーションもできる。

Step 3 守られている権利・守られていない権利

守られている権利

6条： 生きていて、育ててもらって幸せだから。

13条： いま表現する力が自分の中で伸びていると感じる。

12条： 言いたいことを言い合えるから。



17条： 適切な情報が手に入るし、ほかの国のことも知れる。

31条： 休んだり遊んだりしても、理由なくダメとは言われないから。

Step 3 守られている権利・守られていない権利

守られていない権利

2条： 兄弟で比べられるのは嫌だと思ふ。
嫌なあだ名で呼ぶのはよくないと思ふな。

12条： 自分の意見が友達と違うのに、
友達の意見に合わせて自分の意見を言え
ない時がある。



19条： 暴力をふるう人を見ることもある
ね。

24条： 健康でいるための権利が守られて
いない子が、他の国には沢山いると思ふ。

31条： お母さんの代わりに介護や家事を
しないといけない子もいるとニュースで聞
いた。

学習のふいかえり

4年 2組

- ・子どもの権利条約について、
分かったこと・気づいたこと・思ったことなど

子どもはちゃんとけんこうでいられるために

たくさん守られているんだな、と思いました。

幸せでいられるために、たくさん考えられて

いて、とっても感^あじやしいです。とっても

安心したし、うれしかったです。



「子どもの権利」を学んで ～子どもたちからの感想～

学習のふいかえり

5年 3組

- ・子どもの権利条約について、
分かったこと・気づいたこと・思ったことなど

わたしは、みんなにたくさんのけんりがあるんだな
と思いました。

だから、わたしは、自分のことをもうすこしいせつ
にしたいと思いました。



「子どもの権利」を学んで ～子どもたちからの感想～

学習のふいかえり

5年 3組

- ・子どもの権利条約について、
分かったこと・気づいたこと・思ったことなど

わたしは、こんなにもたくさんのお約束で、みんなにもたくさんの人たちに守ってもらっていることを知って、とてもうれしく感じました。こういうことを世界の子どもたちにも感じてほしいと感じました。



「子どもの権利」を学んで ～子どもたちからの感想～

学習のふいかえり

6年 3組 名前

- ・子どもの権利条約について、
分かったこと・気づいたこと・思ったことなど

権利は自分だけ守っても意味がなくて、権利はみんなに平等にあるから、人のも一緒に守っていかないと持っている権利が持っていると
いなくなってしまうと思った。

人の権利をいじってはいけないから、クラスの中でも今回学んだことを守っていきたい。

(もちろんクラス以外でも!) 互いの権利を尊重していくことが求められますね。



2時間目

大切な権利を選んでみよう！
学級づくりのためにどの条文が大切？ どんなクラスにしたい？





4年生

みんながいろんな意見をもっているから、みんなが意見を言えるクラスになるとよさそう (12条)

きつく言いすぎないで、やさしく声を掛け合えるといいね (19条)

勉強も大事。みんなが勉強しやすいクラスにしたい (28条)



差別される子がいない
ようにしたい (2条)

遊びは健康にいいし、
体がつらい時は休めると
いいよね (31条)

暴力をふせぐために
声をかけあおう！
(19条)

5年生

課題 (第12条)

クラスで目立っている人の意見が優先されているよね。

できること

みんながいろんな意見を聞くようにすることが大事じゃない？

勇気をもって自分の意見を言えるようになるといいよね。



課題 (第19条)

嫌なことや気に食わないことがあるときに暴力をふるう人もいるよね。

できること

まずは嫌だと思わせるようなことを誰かにさせないことが大事だと思うな。

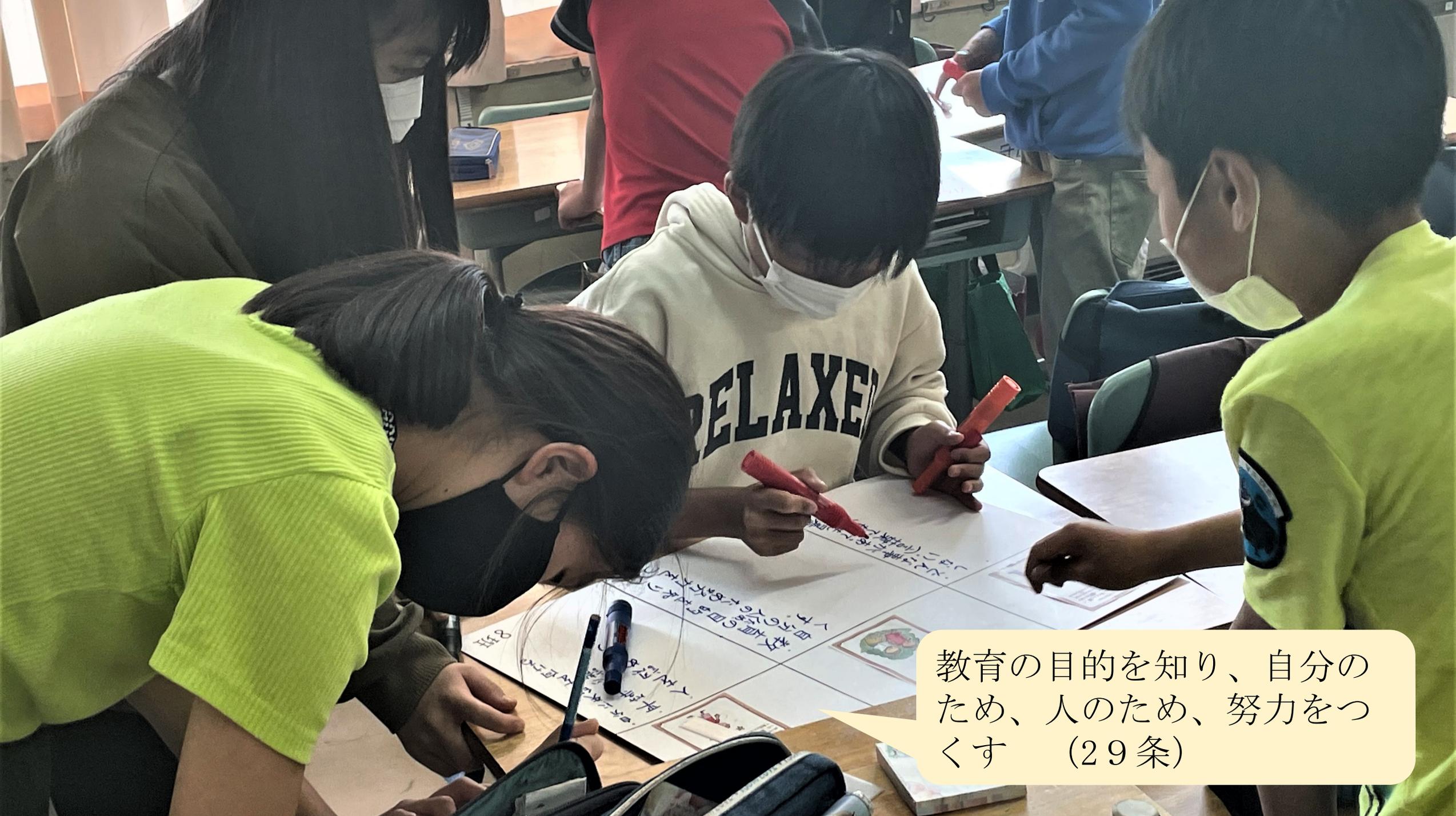
嫌なことがあった時には、人や物にあたらずに誰かに相談できるといいね。



6年生



みんなの意見を尊重しあえる、仲間はずれのないクラス (2条)



教育の目的を知り、自分の
ため、人のため、努力をつ
くす (29条)

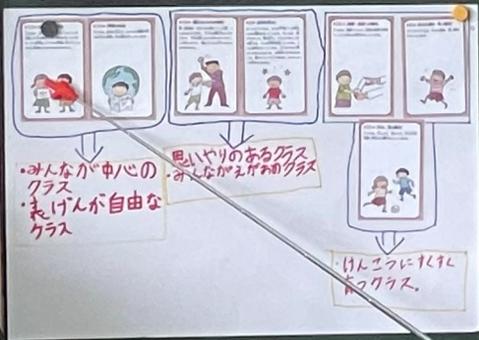
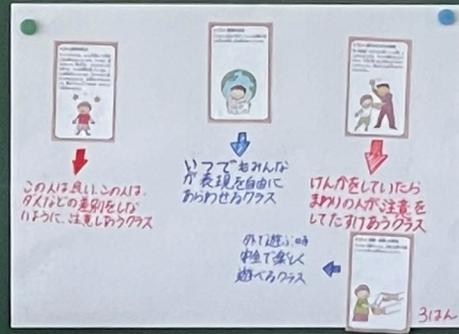
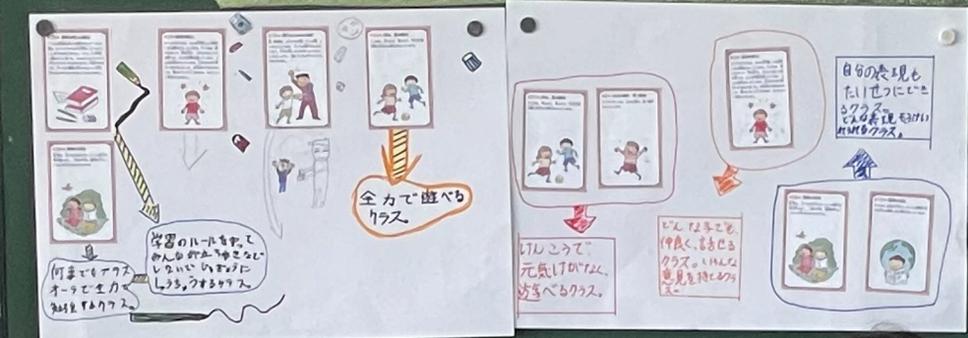
3 時間目

学級目標を書いてみよう！ みんなで選んだ条文をもとに、学級目標をつくろう



めあて 4年2組の学級目標を話し合おう。

4年生



第2条
差別
力などからの係
休み、遊ぶ権利



自分から話し
かける。

三☆

すべてのしょうやくにかんけいある!!

そうだとされた方
は、やさしくせする。

三☆

勇氣



も、とみんな
仲良くなる。

☆

まず、いやなだ
と思わせるような
ことをやらない。

三☆



☆

クラスで目立、てる
人がゆうせんされてい
るから。

ほんとうに
自分がやりた
いことを言う。

いやなことや、きにくわ
ない事があるからといて、
しょうやくをするから。

にしてら
☆

目立、てる人
が、他の人にも、
意見を聞く。

いやな事があったら人や物
に、あたらずに、人に相談
する。
(友達など)

周りの人は自分の
意見をしっかり言う。

相談された人は、今後
どうすればいいか考える。

2
は
ん

自分の好きな意
見が出来てない
がいます。



いろんな人と
コミュニケーション
をとる。

今度いやな事があった時に
じこうする。

☆

権利について考えたことから
学級目標をつくろう

全員の仲を深める
体型でさべつしない 見た目で
あったかい言葉をつかう 決めない
ちゃんとした名前だよぶ
相手の意見を受け入れる
相手の気持ちを考える

勇気を出す
自分の意見に自信をもつ
言やすいふんいきをつくる
ちがう意見も尊重する
自分から話しかける
困ったら相談
相談されたら話を聞く
友だちにかくいしてから行動か
いやなことがあったら口で言う

自分の意見も大らかに
苦手なこと、おうえんする気持ち
教えてあげる



futebol não
vai morrer golador

目標を考えよう〜子どもの権利条約を通して〜



6年生

五月十一日 (水)

日直
はな 大森 美晴
はな 大森 美晴

テーマ
都会か田舎
住むならどちら？

みんなの意見を尊重し合える
仲間はすれの無いクラス

相手の傷つく言葉を書かず
やさしく接し合えるクラス

学びを深められる
クラス

けんかを無くそう。

平等を意識する。

みんな同じ
の力がある。
自分の意見を
主張する権利
がある。

能力の差で差別をせず、だれでも
平等に接する。

相手の気持ちを考えて行動する。

いい所を認め合う。

している人を見たらやさしく注意する。

かけこを言わない。その本人や家族に
直接言ったらつらいから。

おたがいの気持ちと伝え合う。

授業中の態度を改める。(しゃべらない)

人の意見を最後まで聞き合っている。

自分のために争う。

みんなが差別をしないようにしよう。

自分と違う人を見たら、その人について話さない。

自分と違う人を見たら、その人について話さない。

自分と違う人を見たら、その人について話さない。

go slow caravan
SOTOASO
GOOD DAY

それぞれの意見を大切にできる
クラス。

それぞれの勉強をする環境
を築かない。

だれもが人を否定しない。

暴力で自分の意見を押つけない。

言葉には重みがあると意識する。

Jubilant

Students sitting at desks in the foreground, seen from behind.

① すけ合い 第2条

② く学習の本質に目を向け(楽しく授業を) 第29条

③ イナスの言葉を
プラスにして 第19条

④ いろいろのクラス
にしよう

⑤ いびきで挑戦
する。

⑥ うやの突顔
⑦ がらかな笑顔で

⑧ かが言葉は全て+

⑨ たくみんなで
助け
第

⑩ かの意見
を尊重 第2条

⑪ きのことを考えて
行動でいきる。

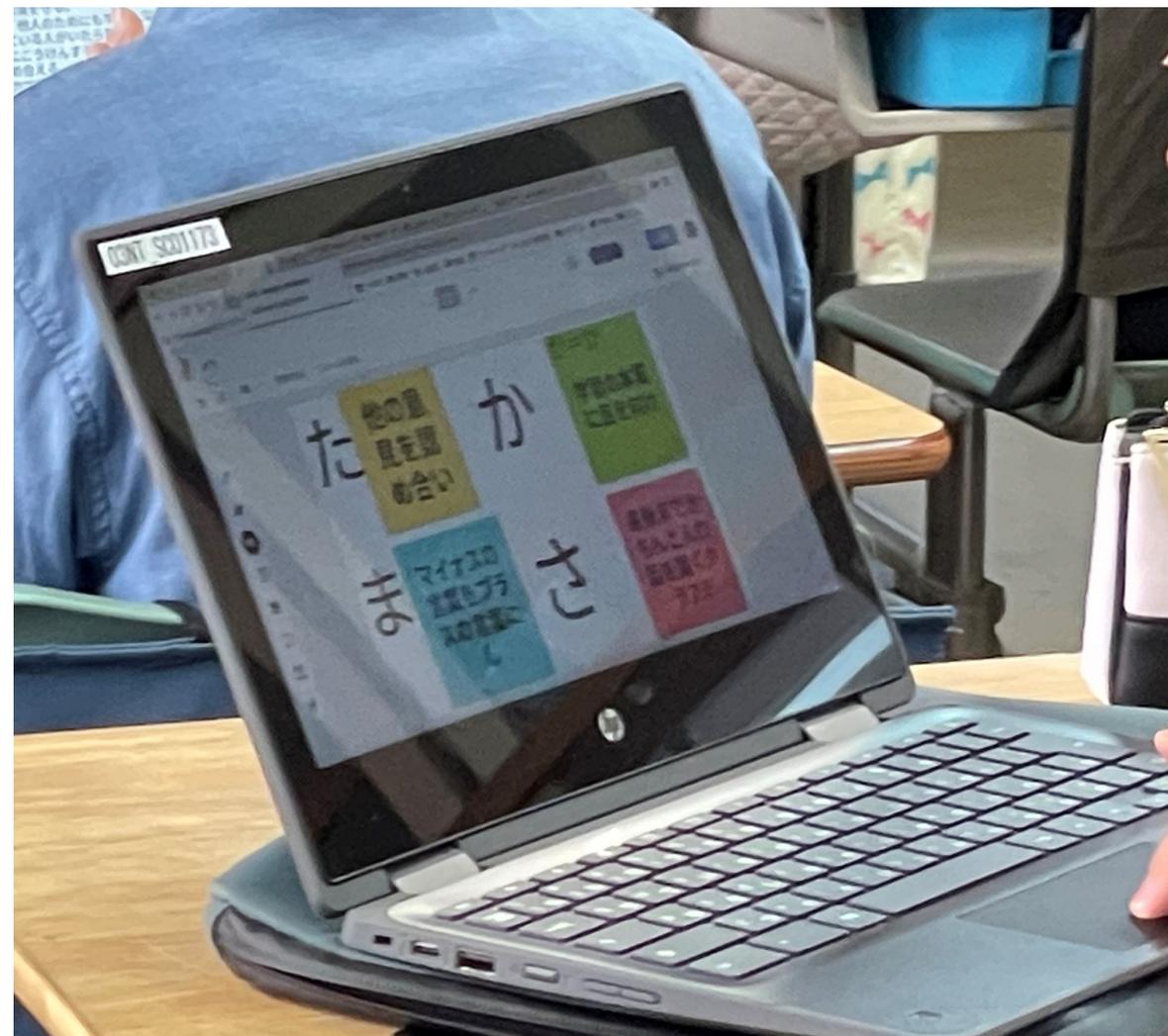
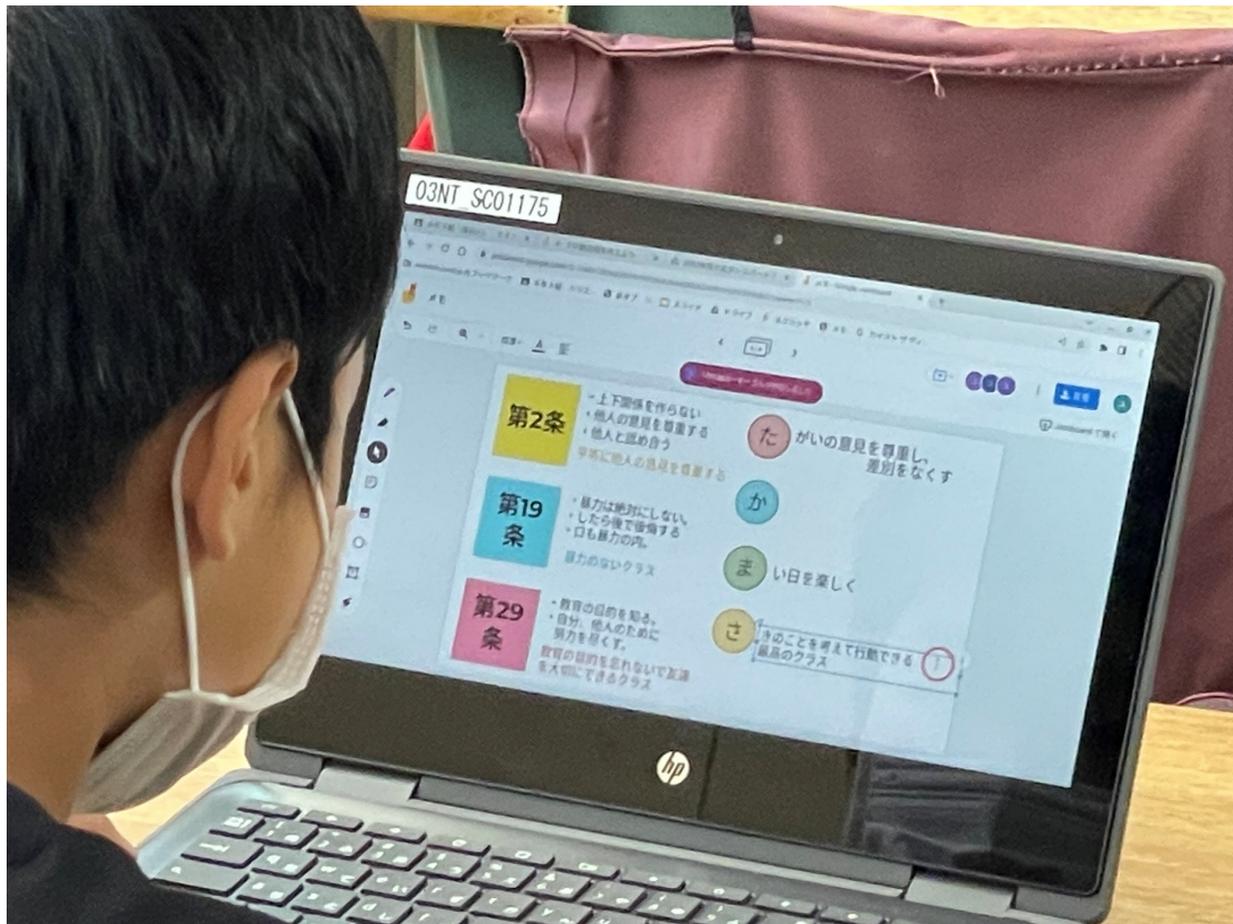
第29条 教育の目的



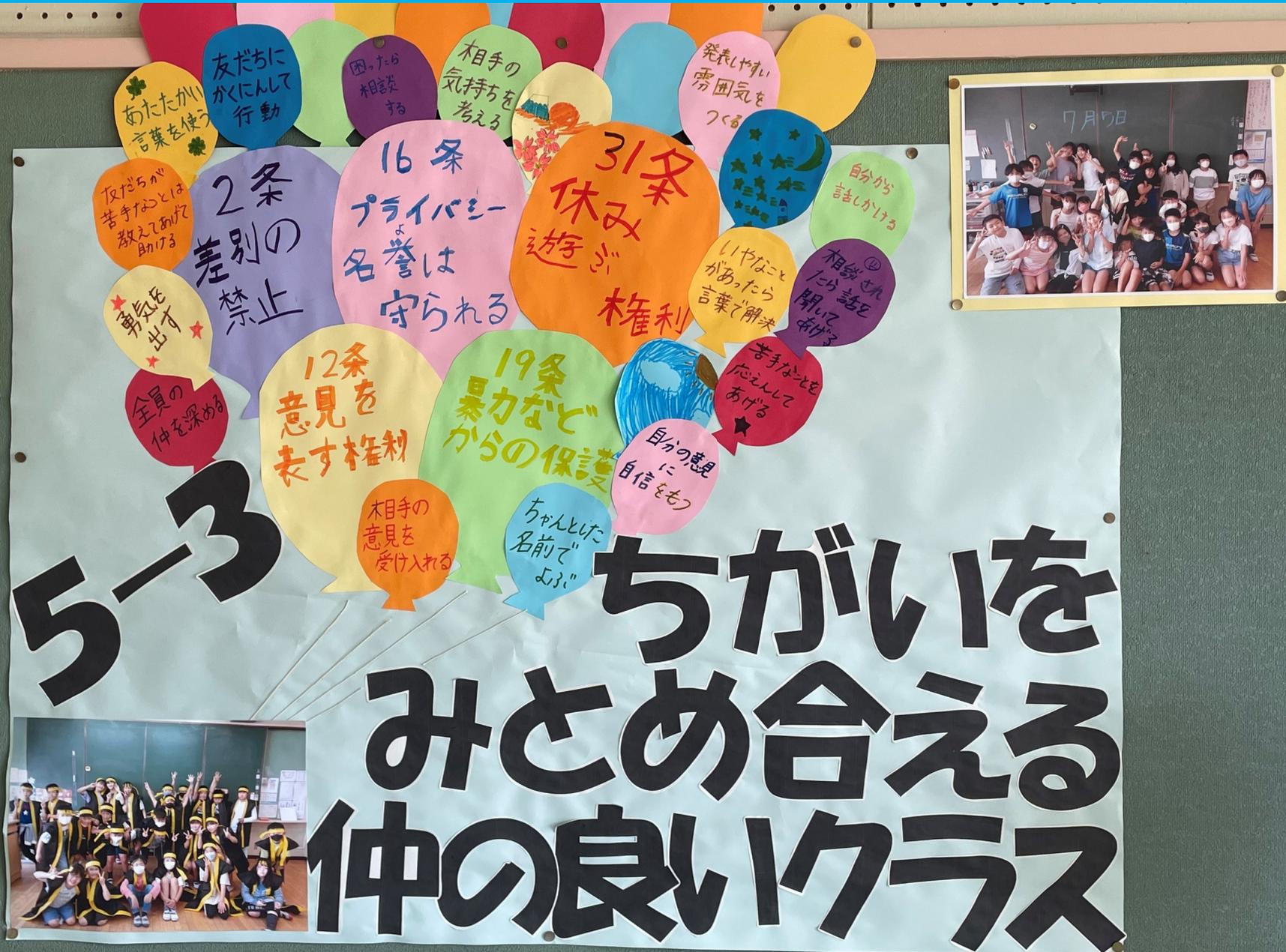
第19条 暴力などからの保護



かざ口言わな
マイナスイ→プラス
言う前に考える。



学級目標をクラスに掲示しよう



5年生

学級目標をクラスに掲示しよう

6年3組 学級目標

た だ い の 意 見 を 尊 重 し
が 値 観 の 違 い を 認 め 合 せ
ま だ 一 言 一 葉 を プ ラ ス に か え っ て
さ ら 一 歩 づ く り 自 分 の た め
他 人 の た め に 学 び て き る



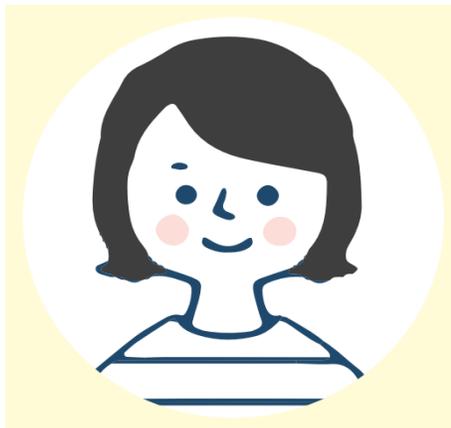
6年生

クラス

一年をふりかえって ～先生からのコメント～



4年生



濱 先生

学級目標に「子どもの権利条約」というしっかりした根拠ができただけでなく、学級目標づくりの視点が広がったと感じます。

特に、「教育を受ける権利」（第28条）や「教育の目的」（第29条）は、今までの学級目標づくりにはない視点でした。「子どもの権利条約」を通して学ぶことの意味を知ることにより、子どもたちの中に「自分の力を最大限に伸ばしていこう」という意識が生まれたのは大きな意義の一つです。

学校生活のさまざまな場面で「自分の力を最大限に伸ばすためにがんばる！」という言葉が、子どもたちから自然に出てくるようになりまし、子どもたちの学びに対する意欲が増していると感じます。

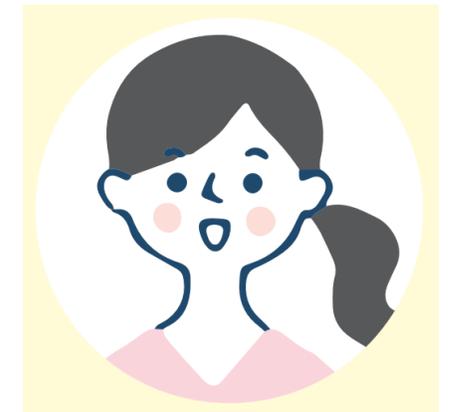
一年をふりかえって ～先生からのコメント～

「子どもの権利条約」についての学びを通して、子どもたちの中にさまざまな気づきが広がっていることを感じます。子どもたちからも、「子どもの権利の学習をしてクラスがよくなったと思う」、「自分だけでなく、友達の権利も大切にすることを意識しながら生活できるようになった」という声などが聞こえてきました。

また、「権利を知ったから道徳の授業でもより深く考えられるようになった」、「この条約が世界のもっとたくさんの人に伝わって、もっとたくさんの人が救われるといいなと思った」など、他の教科やSDGs学習につなげて考えるなど、子どもたちがより広い視点で社会を見ることができるようになってきました。



5年生



高橋 先生

一年をふりかえって ～先生からのコメント～



6年生



板木 先生

この一年間を通して、子どもたちの中にお互いの個性を認め合い、違いを強みとしてプラスに生かしていくという意識が育まれたのは特に大きな成果と感じています。児童からも「違いを認め合うことを大切に、そして自分自身の個性を生かして、これからの中学校生活も頑張っていきます」という声を聞くことができました。

また、自分自身も子どもたちと一緒に「子どもの権利条約」について学べたことに、とても大きな意義があったと感じます。「子どもの権利条約」の学びは、今後の自分自身の教育活動の軸となっていくことと思います。

ユニセフ・こども家庭庁共催「子どもの権利」普及啓発キャンペーン
こどものけんりプロジェクト



「子どもの権利条約」日本批准30周年の2024年にスタート！

プレス・ブリーフィング



長谷部誠 日本ユニセフ協会親善大使
こども家庭庁・文部科学省・外務省



子どもの権利を学ぶ動画

ジーン&ケーン
学んでみよう！子どもの権利



「国連子どもの権利委員会」委員 大谷美紀子氏



ジーン&ケーン ©NED



子どもの権利を学ぶ動画

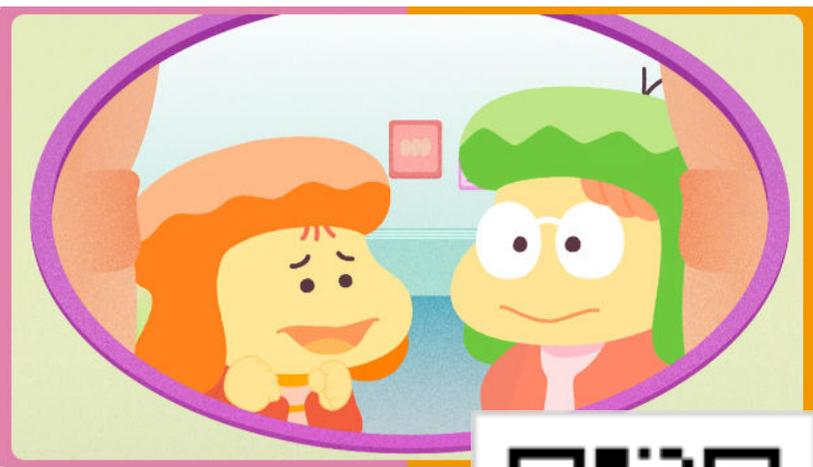
Eテレ
「アイラブミー」 ©NHK



低年齢向け動画
「あたりまえ認定」シリーズ



これってカワイイ?ヘン?



心のアラーム



おもってもいけないよ・・・



アイラブミー ©NHK
※画像の複製・転載は
お控えください

“こえ”のうた



“Song for the Voices”



二部合唱



アイラブミー ©NHK
※画像の複製・転載はお控えください



編曲：加藤昌則
うた：NHK東京児童合唱団

先生のためのヒントブック



- 「子どもの権利条約」解説
- 「“こえ”のうた」の紹介
- 動画の解説
- 動画を使った指導案
- 児童・生徒用ワークシート

動画で学ぶ子どもの権利

解説

あたりまえ認定

「これってカワイイ?ヘン?」

学ぶべき点 → 一人ひとりに価値がある

主人公のあいがいつもかぶっている帽子が「カワイイ」か「ヘン」かというエピソードを通して、感じ方が一人ひとり違うことはあたりまえであることに気づく機会です。「価値あるものと感じ、喜ぶし合う大切さ」を子どもたちに伝わりやすく伝えます。

この動画のあらすじ

1. あいはいじめられている。友達のみんなから、あいの帽子が「ヘン」だと言われている。あいにとっては大切な帽子で、「カワイイ」帽子なので、シメツを覚悟する。

2. あいの言葉で、あい自身の服の方向に視線を移す。誰もあいの服を見ていないことに気づく。

3. あい、あいは自分から、自分の帽子がカワイイ理由をプレゼンテーションします。みんなは、あいの理由を聞いて、あいの帽子がカワイイと思えるようになります。

4. ここで、過去の思い出をビデオで振り返っていたあいも、それだけにあいの話も聞いておきます。あいの帽子がカワイイとは思っていませんでしたが、あいの話を聞いて、あいの価値を認めました。

動画をきっかけに、こんな権利についても考えてみよう!

1 差別の禁止 2 意見が尊重される権利 3 思想・良心・宗教の自由

「子どもの権利条約」「こども基本法」って?

子どもは権利の主体!

「子どもの権利条約」では、子どもは「すべてのおとから守られる存在」というだけでなく、「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」であるという。子どもは、ひとりの人間として人権(権利)をもっている、つまり、「権利の主体」であるという。子どもは、ひとりの人間として人権(権利)をもっている、つまり、「権利の主体」であるという。

子どもの権利条約 4つの原則

- 1 差別の禁止(差別のないこと)
- 2 子どもの最善の利益(子どもの権利は、子どもの利益を最優先に考えること)
- 3 生命、生存及び発達に対する権利(子どもの権利は、子どもの生命、生存、発達を最優先に考えること)
- 4 子どもの意見の尊重(子どもの権利は、子どもの意見を最優先に考えること)

「子どもの権利条約」について

1989年の国連総会で採択され、日本も1994年に批准しました。前文と54条からなる条約で、その中でも特に1-14条は子どもが持つ権利を具体的に定めています。

「こども基本法」「こども大綱」について

2023年には、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神に基づき、すべての子どもが安心して生活できることが実現することを目的として、こども基本法に関する取り組みを進めていくことを決めた「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」に基づき2023年に閣議決定された「こども大綱」では、こども基本法が権利の主体であり、今後これからの最善の利益を踏まえ、こども基本法の精神を踏まえながら進めていくこととした。こども基本法に関する最新の基本的方針が掲げられています。

もっと詳しく!「子どもの権利条約」

子どもの権利条約の解説サイト: <https://www.unicef.or.jp/>

子どもの権利条約が採択された学校へつづき: <https://www.unicef.or.jp/education/>

あたりまえ認定〜こころのアラーム

じぶんのきもちにきづいてどういうこと? 〜こころのアラーム しらべルームでしらべてみよう!

クラス	なまえ
-----	-----

1. こんなとき、あなたのこころのアラームはなにか?

- 1 何かの音がしたとき
- 2 何かの匂いがしたとき
- 3 何かの味や触覚がしたとき

アラームがなったとき、あなたならなんていうかな?

- 1 何かの音がしたとき
- 2 何かの匂いがしたとき
- 3 何かの味や触覚がしたとき

指導上の留意点

「こころのアラーム」は、子どもが自分の気持ちに気づくためのツールです。子どもが自分の気持ちに気づくことが、自分の権利を守るための第一歩です。

「こえ」のうた

「子どもの権利についてもっと知りたいときは...」

「こえ」のうたは、子どもが自分の権利について学ぶためのツールです。子どもが自分の権利について学ぶことが、自分の権利を守るための第一歩です。

指導案

1. 「こえ」のうたを聴く

2. 「こえ」のうたの意味を話し合う

3. 「こえ」のうたを歌う

4. 「こえ」のうたを自分たちの生活に活かす

権利について考えよう

なまえ

番号をつくらせて()に書きましよう。

3. いじめのもしないでほしい、ほっとしてほしい。

1. ()

2. ()

3. ()

4. ()

5. ()

6. ()

7. ()

8. ()

9. ()

10. ()

11. ()

12. ()

13. ()

14. ()

15. ()

16. ()

17. ()

18. ()

19. ()

20. ()

21. ()

22. ()

23. ()

24. ()

25. ()

26. ()

27. ()

28. ()

29. ()

30. ()

31. ()

32. ()

33. ()

34. ()

35. ()

36. ()

37. ()

38. ()

39. ()

40. ()

41. ()

42. ()

43. ()

44. ()

45. ()

46. ()

47. ()

48. ()

49. ()

50. ()

51. ()

52. ()

53. ()

54. ()

55. ()

56. ()

57. ()

58. ()

59. ()

60. ()

61. ()

62. ()

63. ()

64. ()

65. ()

66. ()

67. ()

68. ()

69. ()

70. ()

71. ()

72. ()

73. ()

74. ()

75. ()

76. ()

77. ()

78. ()

79. ()

80. ()

81. ()

82. ()

83. ()

84. ()

85. ()

86. ()

87. ()

88. ()

89. ()

90. ()

91. ()

92. ()

93. ()

94. ()

95. ()

96. ()

97. ()

98. ()

99. ()

100. ()

模擬授業動画・実践授業動画

小学校1・2年 道徳（正直・誠実）
「これってカワイイ？ヘン？」を使った授業

授業の主な流れ

導入

- 友達に自分の気持ちを言えなかった場面を思い出す
- 動画視聴

展開

- 印象に残ったことを共有する
- 動画の
- 自分の
- 自分の

展開 役割演技

その帽子ヘンだよ

え？色とかカワイイでしょ

その色 好きじゃないな

おうちの人が似合ってるねって
いつも言ってくれるよ

指導のポイント

どんな言い方よりも
お互いの違いを認め合うことに論点をしぼる



中学生 特別活動
「学んでみよう！子どもの権利」を使用した授業

授業の主な流れ

事前

- よりよいクラスについてアンケートをとる

導入

- アンケートの結果を見て問いをもつ
- 動画視聴

展開 大切だと思う条文について意見を交流する

お互いを認め合うクラスという目的なので

第12条 第13条 第31条

を選びました

終末 学んだことをもとに行動宣言をつくる

お互いを認め合うクラスのために
自分たちがもつ権利について考えてみよう

12条	意見を述べる権利	自分たち
13条	表現の自由	仲間
19条	あらゆる暴力からの	受け止
14条	思想・良心・宗教	禁止



先生のためのツールボックス



<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/kodoken-toolbox/>

ユニセフ「子どもの権利」学校アンケート



The poster features a blue background with several colorful icons representing children's rights, each with a number. The icons include: 31 (purple, child with hand raised), 37 (red, child with hand raised), 24 (pink, child with hand raised), 12 (blue, child with hand raised), 22 (yellow, child with hand raised), 34 (green, child with hand raised), 32 (blue, child with hand raised), 29 (orange, child with hand raised), 6 (green, child with hand raised), 13 (black, child with hand raised), 1 (yellow, child with hand raised), 7 (green, child with hand raised), and 9 (red, child with hand raised). The UNICEF logo is at the bottom right.

**ユニセフ「子どもの権利」
学校アンケート**

令和6年度 募集要項
(令和7年1~3月実施)

(公財)日本ユニセフ協会 学校事業部
TEL 03-5789-2014 Eメール se-jcu@unicef.or.jp

学校生活を「子どもの権利」
の視点から見てみよう
先生も児童・生徒も一緒に！

先生と児童・生徒の意識に差が出
る分野があるか見てみよう

課題を可視化し、よりよい学校・学
級づくりのヒントとして活用しよう

アンケートの質問項目

体の健康	学校は運動しやすく、子どもは思いきり体を動かせる
	学校では、健康の大切さを学ぶ機会があり、よくわかっている
心の健康	子どもは、学校で強いストレスを感じることはない
	学校では、困ったときに安心して相談しやすいおとながいつもいる
学校での学び	学校で、子どもたちは自分の可能性をのぼすことができる
	勉強がわからないときは、先生たちがわかるまで教えてくれる
安心な環境	先生たちと子どもたちは、おたがいをじゅうぶんに尊重しあっている
	いじめなどが起きたとき、学校はすぐに子どもに寄りそい、助けてくれる
意見表明	子どもたちは、学校生活について意見が言いやすく、学校はよく受け止めてくれる
	学校では、子どもが中心になって活動する場面がよくあり、先生も協力してくれ
子どもの権利	先生たちは「子どもの権利条約」をよく理解して、子どもの権利を大切にしている
	子どもが「子どもの権利」を学ぶ機会があり、たがいの権利を大切にしてい

実施要項

実施時期： 2025年1月～3月31日

対象： 小学校～高等学校（特別支援学校含む）の教員、児童・生徒

実施方法： 日本ユニセフ協会が提供するGoogle Formを使用

※ 質問回答用のフォームは、参加自治体または参加校ごとに作成

※ 教員、児童・生徒ともに同じ質問項目に回答

※ 匿名での回答。個人情報などは一切特定なし

結果の共有について：

・参加された学校または自治体ごとに結果をご報告

・全体の調査結果は公表予定、学校や自治体ごとの結果は公表なし

（公財）日本ユニセフ協会 学校事業部までご連絡ください！

Eメール：se-jcu@unicef.or.jp Tel：03-5789-2014 Fax：03-5789-2034

詳しくは
こちらから↓



子どもの権利条約・CRE関連資料

子どもの権利条約 カードブック



ユニセフ CREハンドブック



CRE 先生のための実践ガイド



ユニセフ CRE実践記録



子どもの権利条約・CRE関連ウェブサイト

「子どもの権利条約」特設サイト



<https://www.unicef.or.jp/crc/>



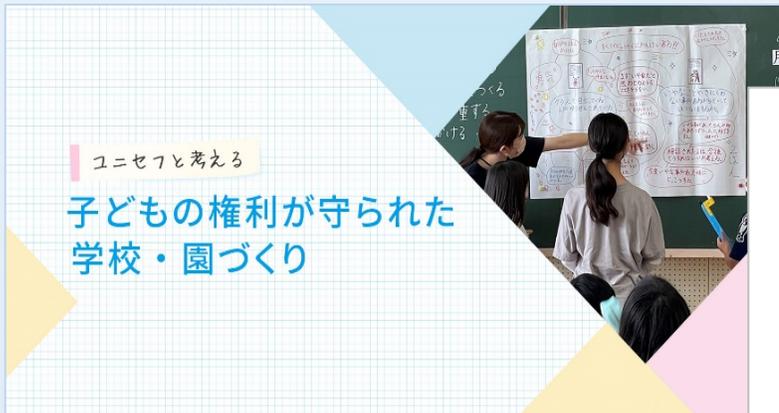
子ども向け学習サイト



<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo>



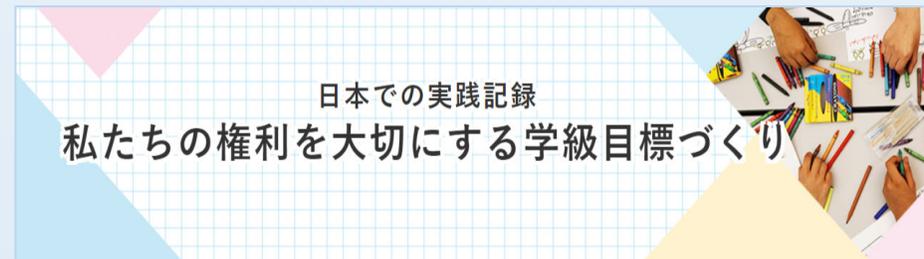
CREウェブサイト



<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>



日本での実践記録 私たちの権利を大切にする学級目標づくり



<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/action/classcharte-r-hoya/>

